

差押調書（謄本）の公示送達について

地方税法第20条の2、市税条例第18条の規定に基づき次の者に対する差押調書（謄本）を、居住不明等により公示送達する。

なお、納税通知書は砂川市長が保管し、いつでも下記の者に交付する。

令和5年5月8日

砂川市長 飯 澤 明 彦

記

住 所	納税義務者
カナダ	渡部 真友